

わくわくどきどき 本ともどち

～読書のまち いちのみや～



あいさつ

読書は、考える力を養い、豊かな感性や情緒、幅広い知識や表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていくために欠くことのできないものです。

しかし、近年、日本の社会は、少子・高齢化、核家族化、高度情報化が進み、子どもを取り巻く生活環境は、テレビ、ビデオ、インターネット、ゲームなどの映像やメディアの情報が氾濫し、子どもの「活字離れ」「読書離れ」が豊かな人間形成の障害になっていると憂慮されています。

こうした中、読書の持つ計り知れない価値を認識し、子どもの読書活動を国を挙げて支援するため、国は平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を定めました。さらに、平成14年8月には同法を受けて「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定・公表し、施策の基本的方向と具体的な方策を明らかにしました。

また、愛知県においても、平成16年3月に「愛知県子ども読書活動推進計画」を策定・公表しました。

一宮市においても、同法に基づき「一宮市子ども読書活動推進計画」をこのたび策定いたしました。この計画は、読書の習慣を身につける基礎となる子ども時代に、本市に生まれ、育つすべての子どもたちが、本との幸せな出会いを体験し、読むことの楽しさを知ることができるよう、子どもの発達段階に応じて読書しやすい環境を整え、機会を提供しようとするものです。読書活動を積極的に推進するため、家庭・地域・学校・図書館等それぞれが担う役割や具体的な取り組み内容を明記するとともに、目標となる数値等を掲げています。

明日を担う子どもたちのために、市民の皆様と行政とが共通の認識を持ち、連携・協力を深めるため、市民、行政の推進組織として一宮市子ども読書活動推進懇話会及び推進会議が協働し、この計画の着実な推進を図っていきたいと考えています。

本計画の策定にあたり、ご提言をいただきました一宮市子ども読書活動推進懇話会委員の皆様をはじめ、子どもの読書活動に関するアンケート調査にご協力をいただきました多くの方々に深く感謝申し上げます。

平成19年3月

一宮市長 谷 一 夫

目次



第1章 子どもの読書活動推進計画の策定にあたって…①

- 1 子どもの読書活動の現状
- 2 計画策定の背景



第2章 計画策定の基本的な考え方…⑦



- 1 計画策定の目的
- 2 計画の期間
- 3 計画の対象
- 4 計画の体系図



第3章 計画推進の目標と基本方針…⑪

- 1 基本目標
 - 1) みんなで読書
 - 2) いつでもどこでも読書
 - 3) 楽しみがひろがる読書
 - 4) いつまでもつづける読書
- 2 基本方針



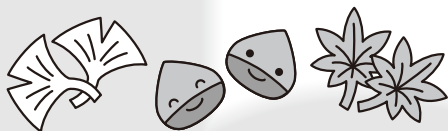
第4章 計画推進のための施策・・・15



- 1 家庭・地域における子どもの読書活動の推進
 - (1) 家庭の役割
 - (2) 地域の役割
- 2 学校・市図書館等における子どもの読書活動の推進
 - (1) 学校の役割
 - (2) 図書館の役割
 - (3) 子育て支援センター・児童館等の役割
 - (4) 保育園・幼稚園の役割
 - (5) 子ども文化広場の役割
 - (6) 保健センターの役割
 - (7) 青年の家・青少年センターの役割
- 3 子どもの読書環境施設の整備・充実
 - (1) 市図書館の整備・充実
 - (2) 学校図書館の整備・充実
- 4 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及
 - (1) 読書情報の提供と啓発
- 5 子どもの読書活動推進体制の整備・充実
 - (1) 持続的な活動推進体制の整備



第5章 子どもの読書活動の推進における目標値の設定・・・31



資料編・・・35



第1章

子どもの読書活動推進計画の
策定にあたって



今回の「一宮市子ども読書活動推進計画」策定にあたり、一宮市の子どもたちの読書活動の現況を把握するため、平成17年11月に「子ども読書活動に関するアンケート調査」を実施しました。小・中・高校生については各校から均等に調査客体を抽出し、各学年250人程度の児童・生徒から約44項目のアンケート調査を実施しました。

子どもたちの読書については、毎日新聞社が毎年「学校読書調査（平成17年6月調査）」を実施しています。2006年版によれば、全国の小学生（4・5・6年生）の1か月間の読書量は平均7.7冊であり、中学生は2.9冊、高校生は1.6冊との結果が出ています。

一宮市の児童・生徒の読書量は今回のアンケート調査により、小学生が7.3冊、中学生が3.4冊、高校生は1.9冊となっており、全国平均に比べ小学生では0.4冊少なく、中学生、高校生は各々0.5冊、0.3冊多くなっています。調査は今回が初めてのため過去との比較はできませんが、今後小学生の読書量の増加を図っていく必要性が認められます。

一方、1か月間に一冊の本も読んでいないという「不読者」についても結果が出ています。全国調査では小学生が5.9%、中学生が24.6%、高校生では50.7%となっておりますが、一宮市の小学生は4.4%、中学生12.3%、高校生は41.9%となっており、全国平均に比べ「不読者」が少ない結果となっています。

児童・生徒に対する「あなたは読書が大切だと思いますか」と「あなたは読書が好きですか」の設問の回答をみると、小・中・高校生とも「読書は大切だと思う」「どちらかといえば大切だと思う」割合は、小学生で9割以上、高校生でも8割以上ありますが、「読書が好き」な割合は年齢とともに減少し、高校生では5割強となっているのが現状です。

今回のアンケート調査からは、子どもたちの読書傾向や内容、読書習慣についてはわかりませんが、学校図書館や市図書館等の利用状況・日常の過ごし方など、子どもたちの現状を知る手段として、今回のアンケート結果を活用し、子どもたちの読書環境を改善することにより、少しでも読書嫌いな子どもたちを無くしていくことが必要です。

1か月の読書量

	小学生	中学生	高校生
全 国	7.7冊	2.9冊	1.6冊
一宮市	7.3	3.4	1.9

不読者の比率

	小学生	中学生	高校生
全 国	5.9%	24.6%	50.7%
一宮市	4.4	12.3	41.9



★ 保護者の読み聞かせの状況

同時期に各保育園・幼稚園を通じて、0歳から6歳までの乳幼児の保護者から38項目のアンケート調査を実施しました結果、次のことがわかりました。

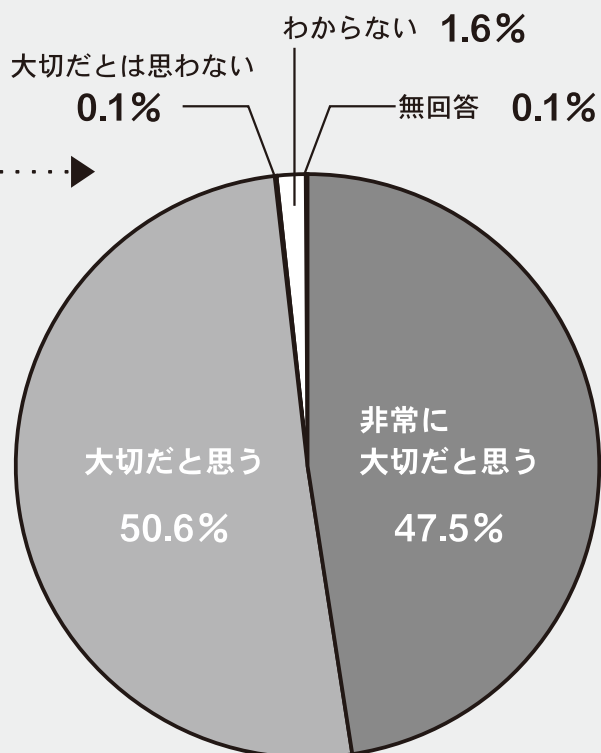
「子どもさんに読み聞かせをすることは、大切だと思いますか。」の質問に対して、98%の保護者は大切だと思っており、実際に、読み聞かせを子どもにしている保護者は、「よくする」「ときどきする」で85%となっており、大多数の保護者が読み聞かせをしている結果となっています。

読み聞かせの開始時期は、6か月から1歳半の間に46%が、6か月未満からの読み聞かせも30%弱あり、かなり早い時期から読み聞かせが行われています。こうした読み聞かせの結果、子どもが「楽しみにし、喜んだ」「読み聞かせをせがむ」などのよい影響が出ています。

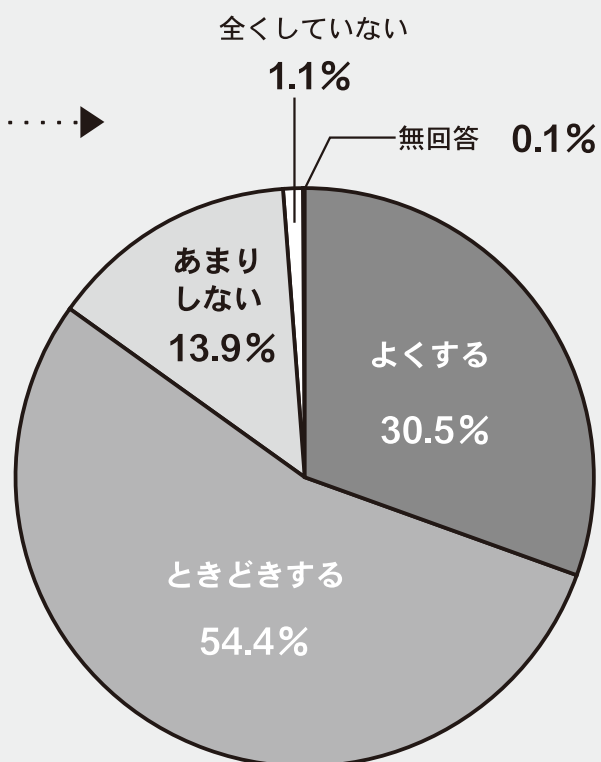
アンケート結果からみると「読書好き」の保護者は、自分が幼いときに本を読んでもらった人が多く、自分の子どもへの「読み聞かせ」の回数も多くなっており、結果として、子どもの「読書」への関心を高めていることがわかります。

現在市では、乳児期の親子の「ふれあい」「コミュニケーション」づくりの場として、ブックスタート事業※¹を実施していますが、「読み聞かせ」を通して子どもが本への興味を高める結果となっており、親子における「読み聞かせ」のきっかけづくりとなっています。

Q 子どもさんに
読み聞かせを
することは大切だ
と思いますか？……



Q 子どもさんに
読み聞かせをして
いますか？……



※1 ブックスタート事業

市図書館が保健センター、ボランティア及び主任児童委員と協働して赤ちゃんの健やかな成長を願い、子育てを支援する趣旨で実施している事業。絵本を通して赤ちゃんと保護者が触れ合い、楽しい時間を過ごしてもらうため、保健センターの9か月児健康相談時に赤ちゃんと保護者にメッセージを伝えながら、絵本を配布するとともに図書館利用を奨励している。

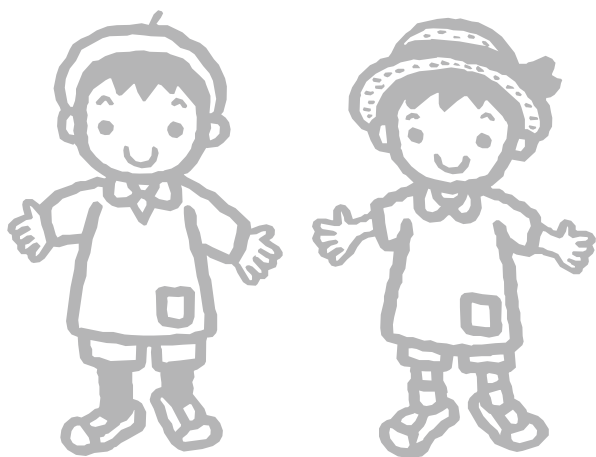
近年わが国では、テレビやコンピューターゲーム、インターネットの普及をはじめ、子どもを取り巻く生活環境の大きな変化、さらには、乳幼児期からの読書習慣の未形成などの状況を背景に、子どもの「読書離れ」が指摘されています。

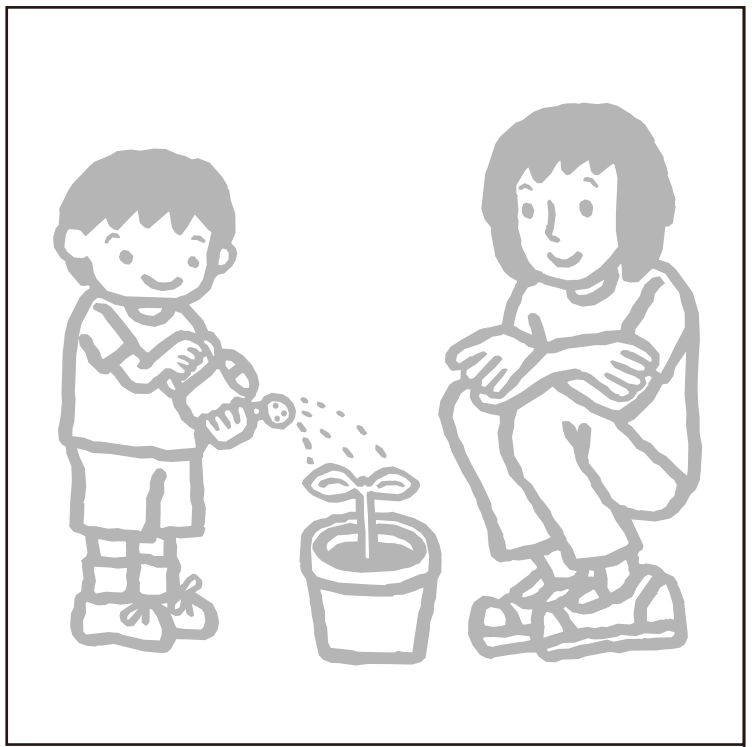
平成12年に行われたOECD（経済協力開発機構）の『生徒の学習到達度調査』によると、「趣味としての読書をしない」と答えた生徒が、日本では55%となっており、調査参加32か国の平均31.7%を大きく上回っています。

このような状況の中、国においては、読書のもつ計り知れない価値を認識するとともに、子どもの読書活動を国を挙げて支援するため、平成12年を「子ども読書年」とすることを決めました。翌年には「子どもの読書活動の推進に関する法律^{※2}」（平成13年12月）を定め、子どもの読書活動の推進に関する基本理念や、国及び地方公共団体の責務等を明記し、施策を総合的かつ計画的に推進することとしました。そして、この法律に基づき、平成14年8月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、公表しました。

これを踏まえ、愛知県においても平成16年度からおおむね5年間に家庭や地域、学校図書館や行政が果たす役割や取り組みなどを示した「愛知県子ども読書活動推進計画」を策定しました。

さらに、平成17年7月に「文字・活字文化振興法^{※3}」が制定され、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興や学校教育における言語力の慣用に資する環境の整備等に関して必要な施策を講ずることなどが定められました。





※2 子どもの読書活動推進に関する法律

子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、国が「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定・公表すること、地方公共団体が「子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画」策定・公表すること、4月23日を「子ども読書の日」とすること等を定めることにより、施策の総合的かつ計画的な推進を図るものである。

※3 文字・活字文化振興法

文字・活字文化の振興・推進は国や地方自治体の責務と明記し、利用しやすい図書館づくりなどの環境整備を求めている。学校教育については、「読む力、書く力、調べる力を育成する教育の充実を図る」とし、そのため教育方法の改善や教職員の資質、能力向上のための施策を講ずるよう求めている。また、利用しやすい学校図書館づくりを目指し、司書教諭の配置や図書資料の充実など、人と物の両面の整備に取り組むこととされた。

第 2 章

計画策定の基本的な考え方



1 計画策定の目的

この「一宮市子ども読書活動推進計画」は、子どもの読書活動の推進に関する法律第9条第2項に基づいて策定した計画であり、国や県が策定した計画を踏まえて、一宮市における子どもの読書活動の推進に関する施策の方向性や取り組みを示すことを目的としています。

2 計画の期間

平成19年度からおおむね5年間とします。

3 計画の対象

この計画の対象は、0歳からおおむね18歳までの子どもとします。
なお、子どもの読書活動の推進に関わる保護者をはじめ、市民ボランティア、教職員、行政関係者等も対象としています。

4 計画の体系図

次ページ

計画の体系図

📖 基本目標 📖

1. みんなで読書



2. いつでもどこでも読書

3. 楽しみがひろがる読書

4. いつまでもつづける読書

📖 基本方針 📖

1. 家庭・地域における子どもの読書活動の推進

2. 学校・市図書館等における子どもの読書活動の推進

3. 子どもの読書環境施設の整備・充実

4. 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

5. 子どもの読書活動推進体制の整備・充実

計画推進のための施策

家庭の役割

地域の役割

学校の役割

図書館の役割

子育て支援センター・
児童館等の役割

保育園・幼稚園の役割

子ども文化広場の役割

保健センターの役割

青年の家・青少年セン
ターの役割

市図書館の整備・充実

学校図書館の整備・充実

読書情報の提供と啓発

持続的な活動推進体制
の整備

現
状
と
課
題

取
り
組
み
の
方
向

具
体
的
な
取
り
組
み

目
標
値
の
設
定

第3章

計画推進の目標と基本方針



1

基本目標

子どもたちが、たくさんの本と出会い、読書のおもしろさ、すばらしさを発見できるような環境を作るためには、家庭・地域・学校等の連携による社会全体での推進が必要です。

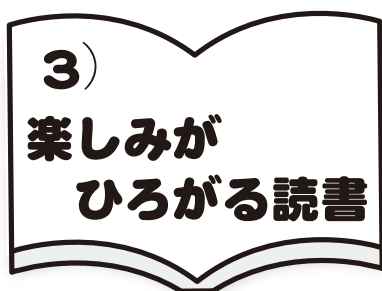
「一宮市子ども読書活動推進計画」では、一宮市の未来を担う子どもたちが読書を通じて人生をより深く生きていくことを願い、次の4つを基本目標とします。



子どもだけでなく、大人にも読書への関心を促し、家庭・地域・学校・図書館等社会全体で子どもの読書活動の推進に努めます。



子どもが本を読みたいと思ったときに、読みたくなる本をできるだけ多く提供できるよう、読書環境施設の整備・充実に努めます。



子どもに読書の楽しさやすばらしさを伝えるため、市民と行政が協働して啓発活動に努めます。



子どものときに、読書の基本的習慣を身に付けることが大切なことから、推進体制の整備・充実に努めます。



2 基本方針

この計画で掲げた4つの基本目標を実現するために、次の基本方針を定め、取り組めます。

1

家庭・地域における子どもの読書活動の推進

家庭や地域のさまざまな場所において、読み聞かせや、読書の時間など継続的な読書活動の場を作ることにより、子どもたちが自然に読書に親しむきっかけづくりと読書習慣の基礎づくりを進めます。



2

学校・市図書館等における子どもの読書活動の推進

市図書館等の豊富な図書資料と、人的資源を有効に活用するとともに、子どもたちにとって身近な読書活動の拠点となる学校図書館の機能を強化することにより、子どもたちの豊かな読書環境を確保します。



3

子どもの読書環境施設の 整備・充実

学校や市図書館等の地域施設における図書整備の促進など、あらゆる機会・場所において、子どもが本と出会い・ふれあうことのできる環境施設の整備・充実・創出に努めます。



4

子どもの読書活動に関する 理解と関心の普及

『子ども読書の日』や『読書週間』を中心とした読書推進事業や、子どもたちへのさまざまな機会を捉えた啓発活動を通じて、子どもから大人まで幅広い市民に対し読書活動への理解と協力を促します。



5

子どもの読書活動推進体制 の整備・充実

保護者や図書館ボランティア、子ども読書活動に関わる市民団体などと一宮市子ども読書活動推進会議との協力体制を確立し、市民協働による子ども読書活動の推進に取り組めます。



第4章

計画推進のための施策



家庭・地域における 子どもの読書活動の推進

(1) 家庭の役割

現況と課題

子どもの読書習慣は毎日の生活を通して身に付くもので、家庭においては、読み聞かせをしたり、読書の時間を設けたりして、生活の中に読書を位置づけていくことが大切です。また、保護者自身が読書する姿を見せることが大事で、子どもの一番身近な家庭では、父母その他の保護者が子どもに読書の楽しさやすばらしさを伝えることが大切です。

保護者へのアンケート調査の結果、乳幼児期の「読み聞かせ」について、85%の保護者が実践されていますし、98%の保護者が大切さを感じており、読書の重要性を認識しています。

取り組みの方向

家庭内では、保護者が乳幼児に絵本等を読み聞かせる機会をつくり、その重要性をより広く、より多くの人に理解していただけるよう、積極的に次の啓発活動を展開します。

- 保護者が率先して読書に親しむことにより、子どもの読書への関心を引き出し、家庭内での読書環境を整える。
- 乳幼児期の子どもたちに、保護者が絵本の読み聞かせをして読書への興味を持たせる。
- 子どもと一緒に市図書館や書店を利用し、本のある空間に親しみをを持たせる。
- 子どもが学校図書館や市図書館から借りてきた本を、時には保護者も読み、共有する機会を持つ。
- 市図書館や児童館その他の関係機関で行っているおはなし会などへ積極的に参加する。
- 学校、市図書館ほかで配布する子どもの本のブックリストを活用する。

具体的な取り組み

- ① 広報や図書館だより、図書館ホームページによる家庭における読書活動の啓発
- ② ブックスタート事業による絵本の読み聞かせと配布
- ③ 家庭教育手帳※⁴の配布
- ④ 「子ども読書の日」や「子ども読書週間」の周知及び啓発

※4 家庭教育手帳

文部科学省が保護者の家庭教育を応援するために作成。

内容は、子育てやしつけに役立つ情報や相談の窓口等を紹介している。子どもの成長に応じて乳幼児編、小学生(低学年～中学年)編、小学生(高学年)～中学生編の3種類がある。

(2) 地域の役割

現況と課題

家庭や学校の他に、子どもたちが日々を過ごし、子どもの読書と密接に関わる場として「地域」があります。

この地域の中には、市図書館等を始め保育園・幼稚園・児童館等の施設があり、子ども読書に関わる取り組みも実施されています。

また、こうした施設ではボランティアグループが子ども読書に関するさまざまな自主的な取り組みを行っており、子ども読書活動の広がりが期待されます。

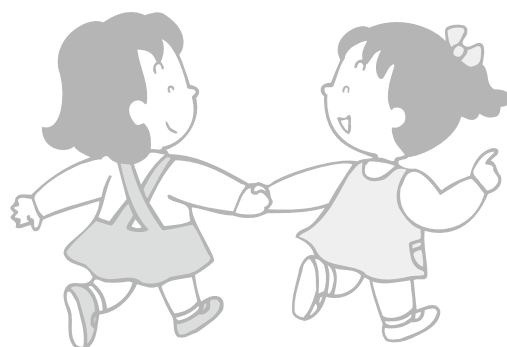
各々の特長を生かしながら、子どもたちがさらに読書に親しむ機会を増やしていける環境をつくっていくことが重要です。また、ボランティアグループ等の市民活動団体と市図書館等との連携の強化、市民と行政機関との協働による子ども読書活動を継続的に展開することが課題となっています。

取り組みの方向

市内の児童館や保育園・小学校・図書館では既にボランティアグループによる、読み聞かせ・おはなし会・ストーリーテリング・パネルシアター等の子ども読書のためのボランティア活動が行われています。

こうしたボランティアグループと協力関係を保ち、計画的・継続的な活動を支援していくとともに、ボランティアの養成に努力し、子ども読書活動を推進します。

また、児童図書資料(図書館除籍本)を、現在一部の児童館や保育園に配布しておりますが、今後その対象を拡大し、有効利用を図ります。



具体的な 取り組み

- ①ボランティア講習会の開催
- ②ボランティアグループ間のコミュニケーションを図るため交流会・研修会の開催や呼びかけ
- ③子どもと本を結ぶため、関連施設相互の意見交換・情報交換に努める。
- ④児童図書資料（図書館除籍本）の有効活用を図る。

2

学校・市図書館等における 子どもの読書活動の推進

(1) 学校の役割

現況と課題

子どもが多く時間を過ごす学校は、読書習慣を形成する上で重要な役割を担っています。学校では、国語科をはじめとする学習活動全般を通じて、多様な読書活動を展開し、子どもが意欲的に読書に取り組めるよう工夫しています。

本の紹介や本を通しての交流活動、「朝の読書」などの取り組みは、読書の楽しさとともに、心の豊かさを育んでいます。特に、全小中学校実施している「朝の読書」は、静寂の中で1日のスタートを切り、心を落ち着けて学習に取り組むことができるなどの成果を挙げています。

読書活動をさらに推進させるためには、子どもたちのニーズに合った読書環境の整備や読書を日常的なものにする指導を充実していくことが大切です。

そのため、本市では、国の「学校図書館図書整備5か年計画^{※5}」にそって、図書資料の充実を進め、また、小中学校に専門の知識を持つ司書教諭^{※6}、学校図書館司書^{※7}を配置することにより、子どもたちの多種多様な興味・関心に応えられるように環境整備をしていくことが必要です。学校では、読書時間を確保することや読書意欲を高める取り組み、読書の啓発が必要です。



※ 5 学校図書館図書整備5か年計画

国が平成14年度から平成18年度の5か年で公立義務教育諸学校の学校図書館図書資料を約4千万冊整備することを目指し、毎年約130億円、総額約650億円が地方交付税として講じられている措置。

※ 6 司書教諭

学校図書館法第5条の規定に基づく学校図書館の専門的職務に当たる職員で、教諭をもって充てる。「学校図書館法の一部を改正する法律」により平成15年度から12学級以上の小・中・盲・聾・養護学校には必ず配置しなければならないとされている。

※ 7 学校図書館司書

学校図書館を担当する職員で司書教諭と連携・協力して学校図書館に関する諸事務の処理にあたる。読書指導員等の呼称で配置される。

取り組みの 方向

主体的・意欲的に読書活動を行う子どもを育てるためには、いろいろな機会、場面を通じて読書に対する興味づけをし、読書の楽しさを味わわせることが必要です。それには、教職員や保護者、ボランティアなど、周りの大人が自らの読書活動を豊かにし、読書のよさを語ったり、良書を薦めたり、「読み聞かせ」等の時間を設定することが必要です。

「本との出会いや読書に親しむ機会づくり」を推進します。また、魅力的な学校図書館にするため、市図書館等との連携を深め、「利用しやすい学校図書館づくり」を推進します。さらに、学校図書館司書を計画的に配置し、ボランティアとの協働を進め、「人のいる、開かれた学校図書館づくり」を推進します。

具体的な 取り組み

- ①教職員参加の読書時間の確保と多様な読書指導の展開
- ②家庭や地域と連携して取り組む読書活動の奨励
- ③良書の紹介と読書傾向を広げる指導
- ④図書資料の充実と情報化の推進
- ⑤学校図書館司書の計画的配置と学校図書館ボランティアとの協働
- ⑥PTAによる読書活動の推進
- ⑦学校における図書委員会の充実

(2) 図書館の役割

現況と課題

図書館は、子どもにとって豊富な図書資料の中から自分の読みたい本を自由に選択し、必要な情報を調べ、知識を習得するなど、読書の楽しみと喜びを知ることができる場所です。また、保護者にとっては自分の子どもに与えたい本を選択したり、子どもの読書について相談したりすることのできる場所です。

そのため、魅力的な資料の収集や読み聞かせ会の開催、小学生を対象に一日図書館司書を体験させるなどの行事を行い、来館する子どもや保護者に対するサービスだけでなく、市図書館を利用していない子どもや保護者にも、広く読書の楽しさや情報を伝えていく機会を提供することが大切であり、これが子どもの読書活動を推進する上で重要な役割を果たしています。

生後9か月の乳児へのブックスタート事業は、親子のふれあいの時間を持つとともに、子どもの読書習慣を形成する基礎になるものであり、健康づくり課や子育て支援課と連携協力しながら、子育て支援事業として一層充実していく必要があります。

また、特別な支援を必要とする子どもに配慮したサービスとして、バリアフリー化と必要な資料（布の絵本、紙芝居等）を収集・提供し、子どもの読書環境を整備していくことが必要です。

市の3図書館を始め、尾西児童図書館・地域文化広場・子ども文化広場の各施設では、ボランティアの協力を得ながら乳幼児を対象とした絵本などの読み聞かせを行うとともに、ボランティア養成講座の開催やボランティアグループのネットワーク化、研修活動への支援を行っています。

また、学校との連携においては、学校図書室と市図書館の貸出カードの共通利用化、蔵書検索・予約システムを利用して「朝の読書」や「調べ学習」への図書資料の提供を行っています。従来から団体貸出※⁸による支援や、学校をステーションとする移動図書館車の配車を行うなど、学校図書館関係者との交流や情報交換を行いながら、小中学校読書推進支援事業を推進し、子どもの読書環境の整備に努めています。

※8 団体貸出

市図書館で団体登録した保育園、幼稚園、学校などの各種団体は、1か月100冊を限度に貸出を受けることができる図書館サービスの仕組みをいう。



取り組みの方向

子どもたちの読書活動を充実させるため、子どもが身近に読書活動に親しめるような図書資料を収集・整理し、読書環境の向上に努めるとともに、図書館の子ども向けサービスの一層の充実を促し、子どもを対象にした各種事業を展開します。

子ども向けのサービスの充実のため、子どもの読書指導に関する知識や技術を持った児童担当の司書職員を育成・配置し、愛知図書館協会等と連携し、専門的知識・技術を習得できるよう研修の充実を図っていきます。

また、児童担当の司書職員を配置するとともに、必要な知識・技能を有するボランティア養成のための研修やボランティアへの参加促進を図るとともに、各種団体・グループと連携し「読み聞かせ」をはじめとする子ども向け講座の充実を図ります。

特に、読書離れが顕在化する中・高校生を対象に、中・高校生へのおすすめの図書を集めた「ヤングアダルトコーナー」の充実を図るとともに、子どもたちが求める情報を手軽にえられるよう、IT（情報通信技術）を活用したサービスを検討していきます。

特別な支援を必要とする子どもに配慮した資料収集をし、読書環境の整備充実を図ります。

学校での読書活動を推進するために、現在実施している各種学校読書活動支援事業（団体貸出・小中学校読書推進支援・移動図書館）をさらに調整・拡大するとともに、市図書館見学や体験学習の機会を通して、本との出会いの場として市図書館への理解を深め、図書館利用の促進を図ります。

また、学校及び学校図書館との連携を深め、図書資料の迅速な提供など支援体制を整備するとともに、学校関係者との情報交換、交流に努めます。



具体的な取り組み

- ①ブックスタート事業の強化及びフォローアップ事業の展開
- ②特別な支援を必要とする子どもに対応できる資料収集
- ③ボランティア活動への参加促進、ボランティアの養成・研修の充実及びボランティアグループのネットワーク化
- ④ボランティアや各種団体との連携による各種事業の開催
- ⑤ヤングアダルトコーナーの充実
- ⑥IT（情報通信技術）を活用したサービスの検討
- ⑦学校読書活動支援事業の調整・拡大
- ⑧学校図書館関係者との情報交換、交流の促進
- ⑨児童担当の司書職員の養成と研修の充実

(3) 子育て支援センター・児童館等の役割

現況と課題

平成17年度、公立子育て支援センター4か所及び4か所の児童館では、家庭の読み聞かせを促進させるなどの目的で、児童図書の貸し出しを行っています。

社会福祉事業団が運営する25か所ある児童館の放課後児童保育及び運営委員会の運営する21か所の児童クラブの放課後児童保育では、子どもたちに読書習慣を身につけさせる目的で、読書タイムを設けていきます。

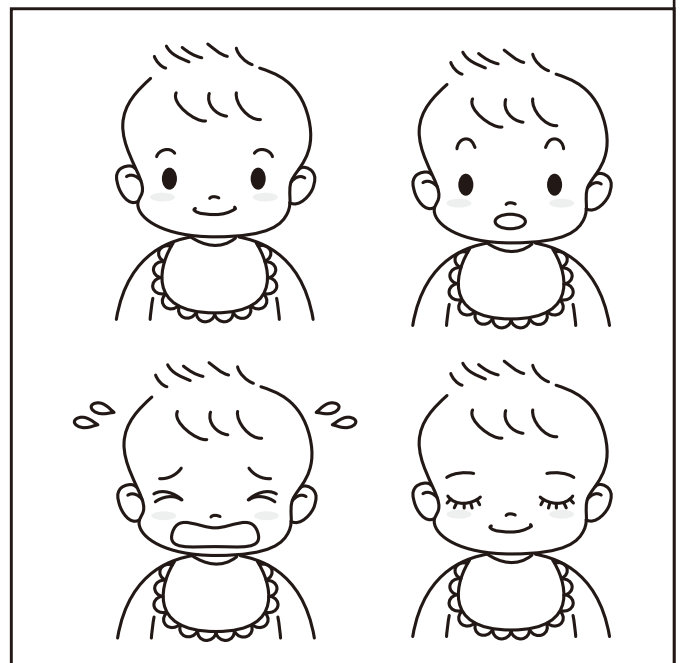
取り組みの方向

子どもの年齢や発達段階に応じた「読み聞かせ」に積極的に取り組むとともに、子どもの読書活動に関して保育士等に対する研修が必要です。

図書資料の充実を図るなど、読書環境の整備に努め、市図書館や読聞かせ等ボランティア団体との連携を深め、情報の共有化を図ります。

具体的な取り組み

- ①子育て支援センター等における、年齢や発達段階に応じた読書指導の推進
- ②子育て支援センター等の職員や保護者に対する子どもの読書活動の意義や重要性の啓発
- ③保育士等に対する研修
- ④図書資料の整備・充実と情報の共有化



(4) 保育園・幼稚園の役割

現況と課題

平成17年度現在、保育園67園（公立54園、私立13園）、幼稚園25園があります。園生活で乳幼児たちが絵本に親しみ、楽しさを感じることができるよう、年齢に応じて読み聞かせなどを保育の中で取り入れています。

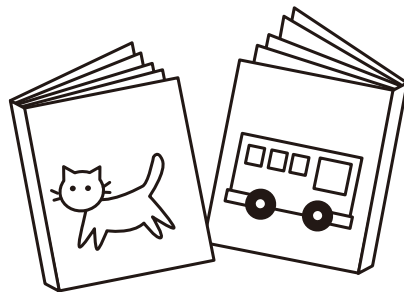
各保育園の蔵書は300冊から600冊、絵本コーナーや絵本の部屋を設けるなど、蔵書環境は施設や園児数で異なり十分とはいえませんが環境整備に努めています。

市図書館・移動図書館の団体貸出サービスの利用やボランティアの読み聞かせ会を行っている園もあります。

保護者に対して、ほとんどの園が絵本等の貸し出しをし、その都度、声をかけ、楽しさを共感し、こころの触れ合いを深めています。また、「絵本の大切さ・読み聞かせ」の講習を開催したり、園だよりで園児たちに好評な絵本を紹介したり、保護者の集まる参観日を利用して読み聞かせの大切さを園長から講話したりして啓発に努めています。

さらに、園庭開放・地域の育児サークル活動の中の活動として、未就園児に読み聞かせをし、保護者にはその大切さを啓発しています。

今後は、公立保育園のみならず私立保育園・幼稚園などと連携しながら取り組んでいきます。



取り組みの方向

- 各園の図書の資料の充実を図る。
- 絵本コーナー、絵本の部屋など環境整備を図る。
- 各年齢に応じた読み聞かせの励行に努める。
- 保育士や幼稚園教諭の資質向上を図る研修の開催。
- 乳幼児期から絵本との出会いの大切さを保護者に啓発する。
- 保護者に絵本の貸し出しをする。
- 地域の子育て支援として読み聞かせの推進に取り組む。

具体的な取り組み

- ①園児への読み聞かせをする。
- ②子どもにとってよりよい図書の選定をして図書資料の充実を図る。
- ③保護者、地域の未就園児の保護者に絵本の貸し出しをする。

(5) 子ども文化広場の役割

現況と課題

平成15年5月、「子どもたちが見て、感じて、豊かな心を持って、夢や創造を育む施設」としてオープンした子ども文化広場では、豊島図書館から借用した72,000点余の児童書・視聴覚資料の閲覧・貸出サービスを積極的に展開しています。

また、地域文化広場とも連携し、主に夏休み期間、小中学生を対象とし「読書教室」等の児童文化教室を多数開催しています。さらに館内の「お話し広場」では、ボランティアによる、絵本・紙芝居の読み聞かせ、ストーリー・テリング等を定期的で開催することで、乳幼児からの読書習慣づくりに努めています。

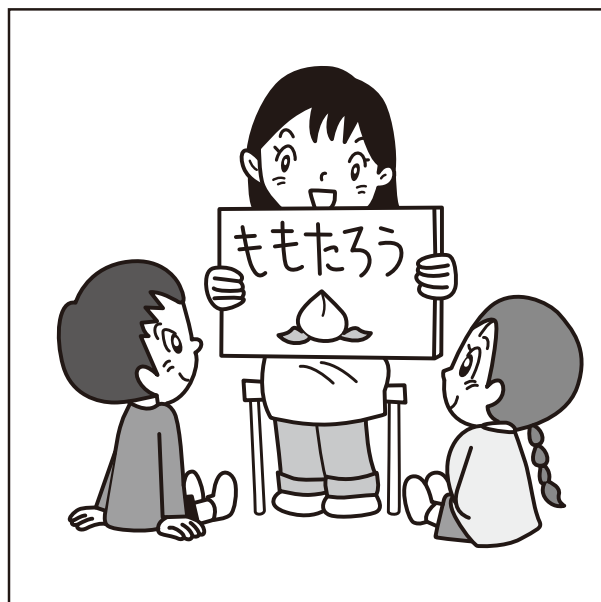
取り組みの方向

子どもたちが身近に読書活動に親しめるよう、図書資料の充実はもとより、ボランティア団体とも協働し、良い本に接することのできる環境整備を図ります。

また学校での読書活動の推進を図るため、学校読書活動支援事業を積極的に進めます。

具体的な取り組み

- ①児童書・絵本等の図書資料の充実
- ②ボランティアとの協働による各種事業の開催
- ③学校図書館との連携による読書活動の支援
- ④ボランティアの養成
- ⑤司書職員の養成と研修の充実



(6) 保健センターの役割

現況と課題

平成14年8月から保健センターで実施している4か月児健康診査を終えた親子への市図書館職員、主任児童委員、ボランティアによるブックスタート事業に協力しています。平成18年度からは、9か月児健康相談の場に変更し実施しています。

取り組みの方向

ブックスタート事業の協力及び市図書館との連携を図っていきます。乳幼児の親子へ、ブックスタート事業のすばらしさを伝えていきます。

具体的な取り組み

- ①ブックスタート事業に対して市図書館等との連携協力の継続
- ②健康診査及び相談時におけるブックスタート事業の啓発

(7) 青年の家・青少年センターの役割

現況と課題

毎年10月に実施している「青少年によい本をすすめる県民運動」の周知・啓発を行っています。談話室に図書コーナーを設置しています。

取り組みの方向

「青少年によい本をすすめる県民運動」を引き続き推進していきます。来所する子どもたちが、読書に親しみを持つことができるよう、市図書館との連携を図り利用しやすい図書コーナーに改めていきます。

具体的な取り組み

- ①「青少年によい本をすすめる県民運動」の広報掲載と懸垂幕の掲出
- ②「青少年によい本をすすめる県民運動」の全小中学校への周知
- ③市図書館と連携し、児童図書を含めた図書コーナーの充実

(1) 市図書館の整備・充実

現況と課題

市内の6カ所の市図書館等の施設・設備については、開設時期が異なるため、当然のことながら大きな差異があります。特に中央図書館としての機能を持つ豊島図書館については、開設から40年も経過し、図書館機能としてのコンセプトも古いため、現在の開架式の施設・設備に十分対応しておりません。

特に、乳幼児を抱える利用者の方や障害のある子どもが、気軽に利用できるようにバリアフリー対策等も十分ではありません。また、児童図書館としての性格を持つ子ども文化広場の開設により、児童図書コーナーが縮小され、親子が楽しんで本を選ぶという機会が少なくなっています。このため利用者にとって必ずしも魅力的な図書館とはいえません。今後は、子ども文化広場のあり方も含め、あらゆる利用者が本と出会える場所として、新中央図書館の整備が望まれます。

また、移動図書館車によるサービスは、図書館から遠隔地の市民を対象に39ステーションにて運行していますが、合併に伴い、複数の図書館を保有することとなり、図書館の利便性も高まっています。そのため移動図書館車のより一層の有効利用を図り、子どもの読書活動の推進を図るうえにも、その利用対象者を一般市民から、児童中心の運行に切り換えることも検討する必要があります。

取り組みの方向

これからの3図書館の今後のあり方等を、一宮市のまちづくりとともに、子どもたちの目線を大切に、利用者の側に立った視点で総合的に取り組んでいきます。

市図書館としては、子どもの読書活動を推進していくため、豊富で多様な図書資料の整備を進めていきます。また、移動図書館によるサービスは、市図書館から離れた地域の子どもの読書活動の推進に大変有効です。子どもたちが市図書館へ来て借りる場合と違い、地域に移動図書館が来てくれることは、本に触れるきっかけともなります。現在豊島図書館で実施している移動図書館については、小学生により多く利用してもらえるよう積極的に展開し、子どもの読書活動推進の核として活用していきます。

具体的な 取り組み

- ①児童用、ヤングアダルト用の図書資料の整備
- ②新中央図書館の整備を検討
- ③移動図書館の学校との連携強化

(2) 学校図書館の整備・充実

現況と課題

学校図書館は、児童生徒の自由な読書活動や読書指導の場として、さらには、地域の情報収集や地域の情報発信の場として、今後の役割が期待されています。児童生徒に対しては、想像力を培い学習に対する興味・関心等と呼び起こすなど、豊かな心を育む「読書センター」としての機能とともに、児童生徒の自発的、主体的な学習活動を支援し、資料収集等に寄与する「学習情報センター」としての機能を果たすことが求められています。

現在、市内全小中学校内では蔵書のデータベース化が済み、コンピュータ処理されるようになっていきます。市図書館との間では、インターネットを利用して、市図書館の蔵書の検索と予約サービスが可能となっています。

子どもたちにとって、利用しやすく、気軽に読書が楽しめる魅力ある学校図書館づくりのために、十分な環境整備が必要です。

取り組みの 方向

「読書センター」「学習情報センター」としての機能を併せ持った、充実した学校図書館づくりを目指し、市図書館との連携を深め、子どもの読書活動を支援するための環境整備に努めます。

具体的な 取り組み

- ①市図書館の図書資料等の有効活用
- ②学校図書館の施設の整備・充実
- ③学校図書館システム更新の検討



子どもの読書活動に関する 理解と関心の普及

(1) 読書情報の提供と啓発

現況と課題

家庭・地域・学校等における子どもの読書活動を推進するためには、読書活動の楽しさや必要性、重要性などについて、幅広い市民に理解していただくことが必要です。「子ども読書の日」は、広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために、「子どもの読書活動の推進に関する法律」において定められています。

地方公共団体は、その趣旨にふさわしい事業を展開するよう努めなければならないとされています。しかしながら、「子ども読書の日」については、その認識度は決して高くはありません。

現在、市図書館や学校図書館等では、それぞれが、利用者の声などを通して、利用者ニーズを把握し、それらを踏まえて情報提供や事業の企画などを行っています。また、市図書館では、ホームページにより、図書館の利用方法や事業のお知らせ、図書の予約・貸出を行っています。地域社会全体で子どもの読書活動を更に推進するためには、今後市図書館等の事業や、推薦図書、優れた読書活動などについて、より広範で新鮮な情報提供を行っていくことが必要です。

子どもたちが読書の楽しみを見つけ、読書への関心を持つようになる環境づくりを推進するとともに、家庭をはじめ、地域社会全体で読書活動への取り組みの気運が高まるよう、効果的な啓発・広報活動を展開する必要があります。

取り組みの 方向

子ども読書活動を幅広い市民に理解していただくために、「子ども読書の日」や「子ども読書週間^{※9}」、秋の「読書週間」などの読書啓発の時期を中心に展開する事業や、市内で開催される子どもや親子が集まるさまざまなイベントを通じて、多様な広報・啓発活動を進めます。

子どもの読書活動の推進には、大人が深く関わることが重要なことから、家庭や地域に対して、子どもが本に親しむことの大切さを啓発していきます。そのため、市図書館等で収集した情報をはじめ、学校図書館やボランティア等のネットワーク、インターネット等の媒体を通じて収集した多様な情報等を集約していきます。それらの読書関連情報を「いちのみやとしょかんだより(子ども版)」等にまとめ配布するとともに、インターネットの活用も図り、より広く市民に提供するよう努めていきます。

具体的な 取り組み

- ①子どもの読書活動に関する普及・啓発
- ②子ども読書週間の周知・徹底
- ③子どもの読書活動推進のシンボルマーク等の制定を検討
- ④「子ども読書の日」に読書活動関連事業推進
- ⑤「いちのみやとしょかんだより(子ども版)」の充実と、学校や関係機関への配布
- ⑥市立図書館のホームページ等への子ども読書活動推進の情報提供

※9 子ども読書週間

広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために、4月23日が「子ども読書の日」と定められた。4月23日から5月12日までを子ども読書週間。



子どもの読書活動推進体制の整備・充実

(1) 持続的な活動推進体制の整備

読書活動を積極的に進めるには、家庭・地域・学校等の特性に応じた取り組みが必要です。また、それぞれの場での創意工夫に満ちた読書活動が求められてきます。しかし、それぞれが単独で行っていくだけでは、十分な読書活動の展開が望めません。一宮市の子どもたちの現状を踏まえながら、読書に関わる施設や人の連携を図り、事業を展開するなど、広い視野に立った読書活動の推進が求められてきます。そこで、家庭・地域・学校等の読書活動に関わる関係施設や人が集まり、子どもの読書活動に関わる諸課題について協議を行う推進組織を設置します。また、計画の推進や事業の展開にあたっては、一宮市子ども読書推進会議との連携を図りながら、子ども自身が計画の推進に参画できる体制を整備します。

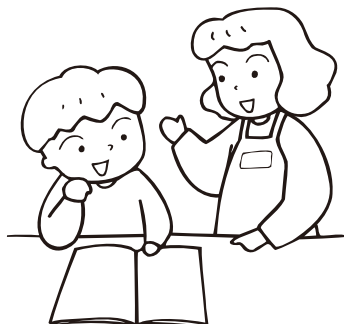
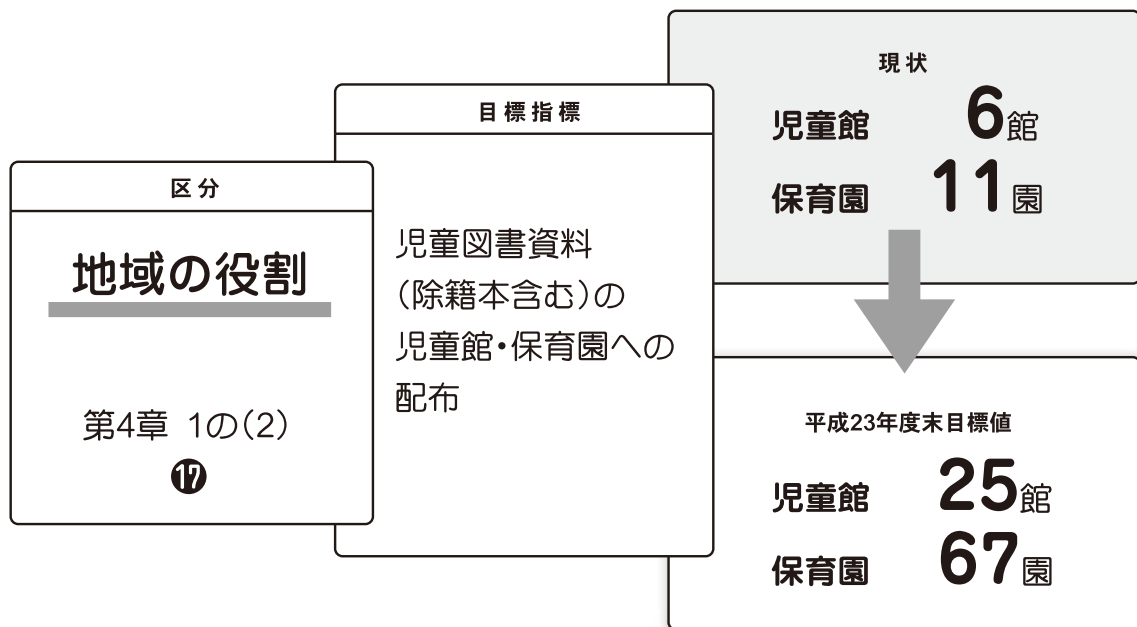
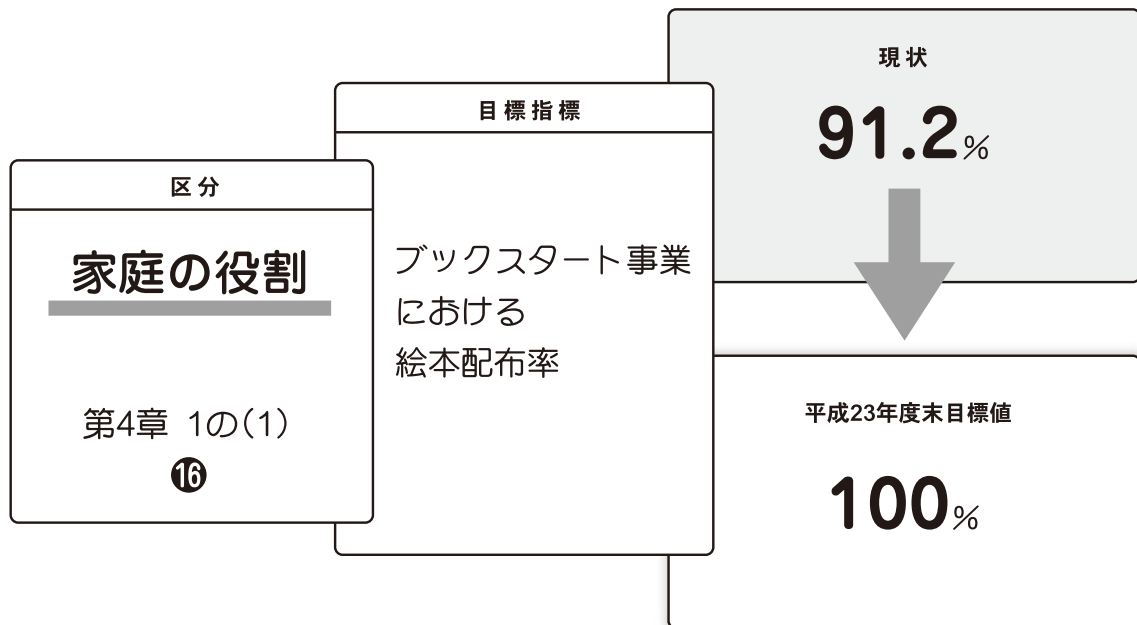


第5章

子どもの読書活動の推進における 目標値の設定



この計画を着実に推進するために、分かりやすい明確な目標を掲げ、現況と目標値を明らかにするとともに、定期的に計画の進捗状況を把握・評価し、必要に応じて施策や事業の再検討・調整を行います。





学校の役割

第4章 2の(1)

18

区分

目標指標

児童生徒
一人当たりの
1ヶ月間の読書冊数
(平成18年6月調査)

現状

小学校 21.1冊／人
(低学年)
小学校 9.8冊／人
(高学年)
中学校 2.4冊／人

平成23年度末目標値

小学校 22.1冊／人
(低学年)
小学校 10.8冊／人
(高学年)
中学校 3.4冊／人

目標指標

児童生徒
1ヶ月間の
不読率
(平成18年6月調査)

現状

小学校 1.0%
中学校 7.5%

平成23年度末目標値

小学校 0.0%
中学校 4.0%

目標指標

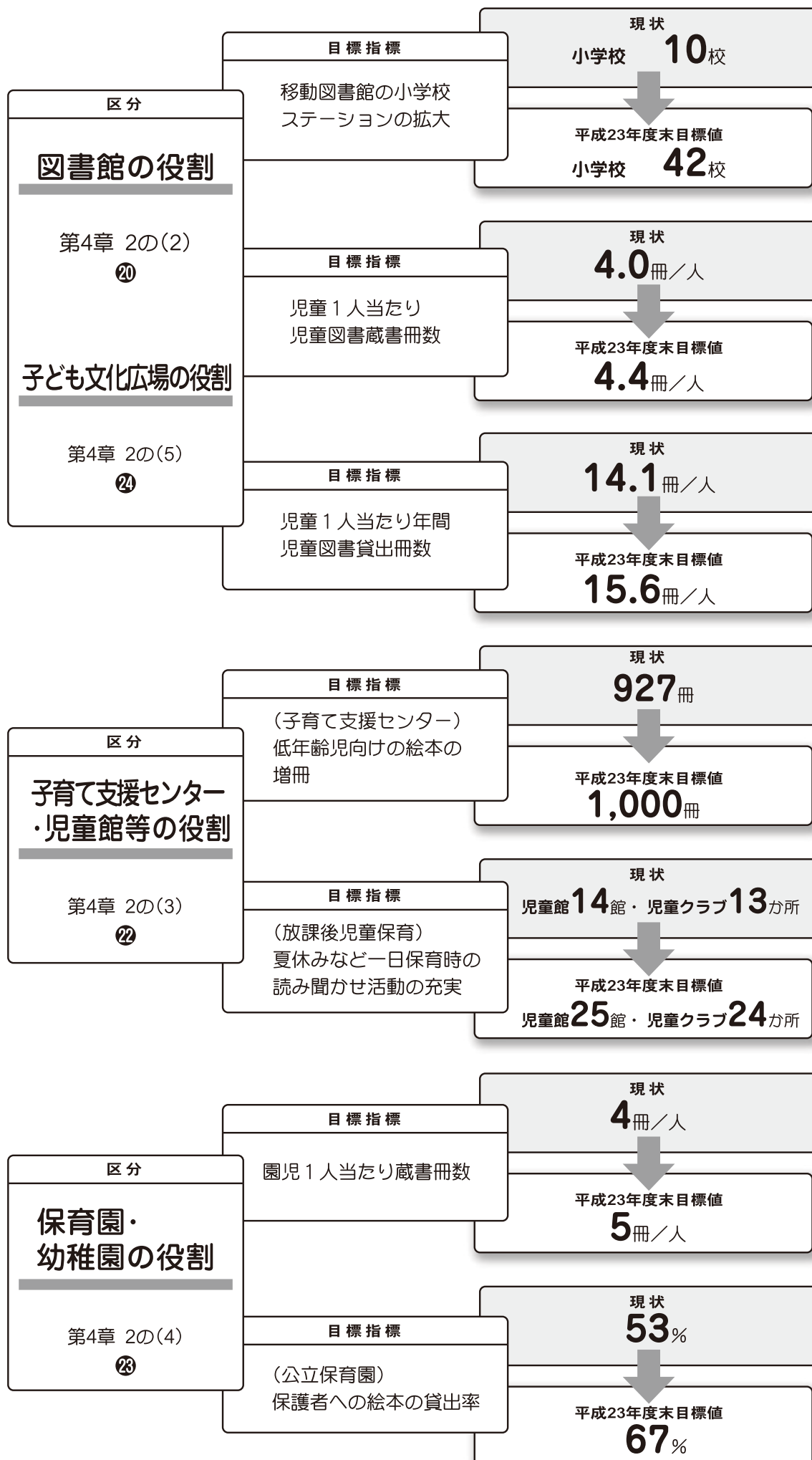
学校図書館
図書整備率
(蔵書合計／標準冊数合計)

現状

小学校 97.6%
中学校 96.7%

平成23年度末目標値

小学校 110%
中学校 110%





資料編

一宮市子ども読書活動推進会議設置要綱

- 国・県の動き
- 一宮市子ども読書活動推進計画
策定経過

一宮市子ども読書活動推進懇話会設置要綱

- 一宮市子ども読書活動推進懇話会
委員名簿
- 一宮市子ども読書活動推進懇話会
開催経緯

一宮市子ども読書活動推進会議設置要綱

(設置)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、一宮市子ども読書活動推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 子どもの読書活動推進計画の策定に関すること。
- (2) 子どもの読書活動に関する施策の企画、調整及び推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、子どもの読書活動に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員で構成する。

- 2 会長、副会長及び委員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。この場合において、同様に掲げる職にある者が複数あるときは、所属長が指定するそのうちいずれか1人とする。
- 3 会長は、推進会議を代表し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集等)

第4条 推進会議の会議は、必要に応じて、会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、関係職員に対して出席を求め、意見を聞くことができる。

(計画策定部会)

第5条 推進会議に計画策定部会（以下「部会」という。）を置く。

- 2 部会は、読書活動推進計画の策定について調査研究を行い、その結果を推進会議に報告する。
- 3 部会は、計画策定部会長及び計画策定部員をもって組織する。
- 4 計画策定部会長及び計画策定部員は、別表第2に掲げる者をもって充てる。この場合においては、第3条第2項後段の規定を準用する。
- 5 計画策定部会長は、部会の会議を招集し、これを主宰する。
- 6 計画策定部会長に事故あるときは、計画策定部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、教育文化部図書館事務局において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

付則

この要綱は、平成17年7月15日から施行する。

付則

この要綱は、平成17年8月4日一部改正する。

付則

この要綱は、平成17年10月19日一部改正する。

別表第 1（第 3 条関係）

会 長	教育委員会	教育長
副会長	市民福祉部	市民福祉部長
副会長	教育委員会	教育文化部長
委 員	市民福祉部	市民福祉部次長
		福祉課長
		子育て支援課長
		保育課長
	教育委員会	教育文化部次長
		図書館長
		総務課長
		学校教育課長
		生涯学習課長
		地域文化広場事務局長
		図書館事務局長

別表第 2（第 5 条関係）

部会長	教育委員会	図書館事務局長
部 員	市民福祉部	福祉課副主監
		子育て支援課副主監
		保育課副主監
		健康づくり課副主監
	教育委員会	総務課副主監
		学校教育課副主監
		生涯学習課副主監
		地域文化広場事務局副主監
		青年の家副主監
		図書館事務局副主監

国・県の動き

平成12年 5 月	国立国会図書館の支部図書館として「国際子ども図書館」開館
平成13年12月	「子どもの読書活動の推進に関する法律」公布、施行
	毎年 4 月23日を「子ども読書の日」とする
平成14年 8 月	子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（国）策定
平成16年 3 月	愛知県子ども読書活動推進計画策定
平成17年 7 月	「文字・活字文化振興法」公布、施行

一宮市子ども読書活動推進計画

／策定経過

日 程		内 容
平成17年	7 月15日	一宮市子ども読書活動推進会議設置要綱制定
	7 月28日	第 1 回一宮市子ども読書活動推進会議 基本方針については、国・県に準じた方向で決定 計画策定部会にて基本計画（素案）策定を委任 当市の現状を把握するため、子ども読書アンケートを実施決定
	8 月26日	第 1 回一宮市子ども読書活動推進計画策定部会 推進会議内容報告と部会の設置目的等の説明
	10月 5 日	第 2 回一宮市子ども読書活動推進計画策定部会 推進計画の担当割り振りを協議・決定 アンケートの調査内容の確認
	10月31日	第 2 回一宮市子ども読書活動推進会議 策定部会開催の経過報告 推進計画素案となる基本方針決定 アンケート調査実施の承認
平成18年	1 月27日	第 3 回一宮市子ども読書活動推進計画策定部会 推進計画の素案（中間）のまとめ アンケート調査の中間報告
	2 月 9 日	第 3 回一宮市子ども読書活動推進会議 一宮市子ども読書活動推進懇話会設置要綱決定 推進計画素案（中間）報告 アンケート調査の中間報告
	6 月23日	第 4 回一宮市子ども読書活動推進会議 推進計画（素案）決定 一宮市子ども読書活動推進懇話会委員決定承認

一宮市子ども読書活動推進懇話会設置要綱

（設置）

第1条 一宮市が策定する子どもの読書活動の推進に関する計画（以下「推進計画」という。）に有識者等の意見を反映させるため、一宮市子ども読書活動推進懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 懇話会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）本市の推進計画策定に関して提言を行うこと。
- （2）その他子どもの読書活動全般に係る事項。

（構成）

第3条 懇話会は、教育長が委嘱する委員15名以内で構成する。

- 2 委員は、子どもの読書活動の推進に関する識見を有する者及び公募者のうちから教育長が委嘱する。

- 3 懇話会は、推進計画が策定された年度の末日に解散する。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、この要綱に基づき委嘱する日から委嘱した日の属する年度の末日までとする。

（組織）

第5条 懇話会には、会長及び副会長を置き、その選出は、委員の互選による。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となり、副会長は、会長に事故あるときに、その職務を代理する。

- 3 懇話会には、必要あるときは、部会を設けることができる。

（招集等）

第6条 懇話会は、必要に応じて教育長が招集するほか、教育長の承認を得て会長が招集することができる。

- 2 懇話会は、必要があるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

（庶務）

第7条 懇話会の庶務は、教育文化部図書館事務局において処理する。

（委任）

第8条 この要綱で定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成18年2月16日から施行する。

子ども読書活動推進懇話会委員名簿

区 分	選 出 団 体 名 肩 書	氏 名
学 校 教 育 (2名)	一宮市立小中学校校長会 学校図書館教育部部会長	岩見田 令 子
	愛知県立高等学校 尾中地区校長会会長	寺 田 正 人
社 会 教 育 (3名)	一宮市小中学校PTA連絡協議会 母親代表会会計	三 輪 多佳子
	一宮市立図書館協議会会長	加 藤 道 隆
	元木曾川町立玉堂記念図書館協議会会長	宇佐見 仁 嗣
福 祉 団 体 (3名)	一宮市主任児童委員の代表	大 橋 和 子
	愛知県私立幼稚園連盟 一宮支部長	林 岡 成
	一宮市民間保育協会会長	富 板 弘 吉
ボランティア団体 (2名)	尾西ストーリー・テリングの会 おはなしの森の元代表	○加 藤 啓 子
	おはなし広場 たんぼぼの元代表	中 條 紀 子
公 募 委 員 (2名)	公募委員	中 尾 純 子
	公募委員	大 野 瑞 穂
学 識 経 験 者 (3名)	一宮女子短期大学教授	櫻 井 理 恵
	東海女子大学講師	◎首 藤 良 一
	中京大学講師	竹 市 由美子

(計 15名)

(◎は会長、○は副会長)

一宮市子ども読書活動推進懇話会

／開催経緯

日 程		内 容
平成18年	6月29日	第1回一宮市子ども読書活動推進懇話会 一宮市子ども読書活動推進懇話会について 設置要綱・委員の委嘱・正副会長の選出 国・県市町村の子ども読書活動の推進状況 一宮市の子ども読書活動に関するアンケート調査結果
	7月27日	第2回一宮市子ども読書活動推進懇話会 一宮市子ども読書活動推進計画の策定にあたって 計画策定の基本的な考え方 計画推進のための施策
	8月24日	第3回一宮市子ども読書活動推進懇話会 計画推進のための施策 計画推進の目標と基本方針 子どもの読書活動の推進における目標値の設定
	10月3日	第4回一宮市子ども読書活動推進懇話会 計画推進のための施策 計画推進の目標と基本方針 子どもの読書活動の推進における目標値の設定
	10月31日	第5回一宮市子ども読書活動推進懇話会 一宮市子ども読書活動推進計画(原案)について 目標値設定 推進計画のサブタイトルについて 市民意見提出制度について
	12月1日 から 1月4日	市民意見提出制度募集実施 市民意見提出なし
平成19年	2月9日	第6回一宮市子ども読書活動推進懇話会 市民意見提出制度実施結果 一宮市子ども読書活動推進計画(案)の承認 推進計画のサブタイトルの決定



一宮市子ども読書活動推進計画

[発行]

一宮市

[編集]

一宮市子ども読書活動推進会議

(事務局:図書館事務局)

〒491-0856 一宮市本町通8丁目11番地

TEL 0586-72-2343